

千葉市新港清掃工場溶融スラグ販売要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市新港清掃工場において一般廃棄物の焼却灰等を溶融することにより生成される溶融スラグ（以下「スラグ」という。）についてその利用の促進を図るため、スラグの販売について必要な事項を定めるものとする。

(利用の申込み)

第2条 スラグを利用しようとする者（次条において「申込者」という。）は、溶融スラグ利用申込書（様式第1号）に必要事項を記載の上、原則として、スラグの引渡しを希望する日（以下「引渡希望日」という。）の14日前までにスラグの利用の申込みをしなければならない。

(確認書)

第3条 市長は、前条の規定によるスラグの利用の申込みがあった場合、引き渡す日及び量を記載した確認書（様式第2号）にスラグの品質管理試験結果書を添付して、申込者に通知するものとする。

(スラグの引渡し)

第4条 スラグの引渡しを受ける者（以下「引受者」という。）は、第2条の溶融スラグ利用申込書に記載された受取希望日に、千葉市新港清掃工場においてスラグの引渡しを受けるものとする。ただし、特別な事情があると市長が認める場合は、引き渡す日を変更することができる。

- 2 市長は、引渡しの際、引受者の車に積載したスラグの搬出量を計量棟で確認し、前条に規定する確認書に記載するものとする。
- 3 確認書を受領した者は、記載内容の確認を行った後、確認書の確認欄に記名の上遅滞無く市長に送付するものとする。
- 4 引受者は、第2項の規定により確認書に記載された搬出量に応じた代金を市の発行する納付書により納めなければならない。

(販売価格)

第5条 スラグの販売価格は、トン当たりの単価に引き渡す数量を乗じて得た額とする。

- 2 前項のスラグのトン当たりの単価は、別に定めるものとする。

(利用実績の報告)

第6条 スラグを利用した者は、当該年度のスラグの利用実績について、利用があった年度の終了後1月以内にスラグ利用実績報告書(様式第3号)により市長に報告しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成17年6月30日から施行する。

第1回改正 様式第1号利用申請書及様式第3号利用実績報告書の押印
改正

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

第2回改正 様式第1号利用申込書、様式第2号確認書及び様式第3号
実績報告書の元号改正

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。